

議案第52号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。）第12条の2に規定するこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) [略]	(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。）第12条の2に規定するこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) [略]
(乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見	(乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見

が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあっては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ [略]

2 [略]

（児童自立支援施設の長の資格等）

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下この条において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（人材育成センター）が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあっては、3年以上）従事した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センター）が行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

ア～ウ [略]

2 [略]

が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府令第22条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあっては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ・ウ [略]

2 [略]

（児童自立支援施設の長の資格等）

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この条において「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所）が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（次号において「講習課程」という。）を修了した者にあっては、3年以上）従事した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（養成所）が行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

ア～ウ [略]

2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。